

一般財団法人函館市住宅都市施設公社業務委託最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人函館市住宅都市施設公社が一般競争入札または指名競争入札により業務の委託契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、一般財団法人函館市住宅都市施設公社財務会計規程（昭和63年規程第5号。以下「財務会計規程」という。）第70条の規定により最低制限価格を設けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格を設ける対象業務は、予定価格が50万円を超える次に掲げるものとする。

- (1) 建物清掃業務
- (2) 人的警備業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか理事長が必要と認める業務

(最低制限価格の算定方法)

第3条 対象業務の最低制限価格は、当該対象業務の予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く）に4分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(最低制限価格の記載)

第4条 対象業務に係る最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 この要領の規定により最低制限価格を設けるときは、一般競争入札の公告および指名競争入札の通知等、適宜の方法により周知するものとする。

(落札者の決定)

第6条 最低制限価格を下回る価格の申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(委任)

第7条 この要領の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。